

○聖カタリナ大学履修規程

（趣旨）

第1条 この規程は、聖カタリナ大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

（授業科目等）

第2条 学則別表第1の授業科目の開講年次は別に定める。

2 開講科目及び授業時間割は、毎年度の初めに公示する。

（授業の開設期間）

第3条 授業は、その開講期間によって次の種類とする。

- （1）通年授業（学期を越えて継続する授業）
- （2）前学期開設授業（前学期開設、前学期完結の授業）
- （3）後学期開設授業（後学期開設、後学期完結の授業）
- （4）集中授業（特定の期間に集中して行う授業）
- （5）臨時授業（特別講義）

（履修登録）

第4条 学生は毎年度の始め、所定の期日までに履修しようとする授業科目の履修登録を行わなければならない。

2 登録締め切り後及び登録変更期間後の科目の追加、変更、取消は原則としてできない。ただし、集中授業等、追加、取消を認める授業科目については、定められた期間内に追加、取消をすることができる。対象となる授業科目及び期間は別に公示する。

（履修の制限）

第5条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- （1）授業時間が重複する授業科目
- （2）既に単位を修得している授業科目
- （3）履修の先修要件を満たしていない授業科目
- （4）学年進行を超えての授業科目

2 編入学生及び長期履修学生には前項第4号の規定は適用しない。

（再履修）

第6条 単位を修得できなかった授業科目は、再び履修登録を行い履修することができる。

（履修科目の登録の上限）

第7条 卒業の要件として修得すべき単位数のうち1年間に履修科目として登録できる単位数の

上限は、集中授業及び学外での実習の単位を除き48単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、健康社会学部現代人間学科の学生のうち、次の各号いずれにも該当する者は、本人からの申請により、履修科目の登録の上限を外すことができる。ただし、登録の上限を超えて登録できる科目は、2026年度に開講される「実用英語Ⅱ」に限る。

- (1) 「公認心理師」および「社会福祉士」の両方の資格取得を目指す学生
- (2) 「公認心理師」の資格取得のために、大学院への進学を目指す学生
- (3) 1年次終了時の通算GPAが3.0を超えている学生（3.0は認められない）

- 3 第1項の規定にかかわらず、健康社会学部現代人間学科の学生のうち、「公認心理師」および「社会福祉士」に加え「社会調査士」の資格取得を目指す者は、本人からの申請により、履修科目の登録の上限を外すことができる。ただし、登録の上限を超えて登録できる科目は、2026年度に開講される「データ分析の基礎」「量的データの解析」に限る。

（受講の制限）

第8条 履修登録を行っていない授業科目は受講することができない。

- 2 通年の授業科目においては、後半の学期の授業を先に受講することはできない。
- 3 授業科目によっては、科目の性質及び教場等の都合により、受講資格を限定し、その人数を制限することがある。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は別に定める。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は大学教務委員会の議を経て、全学教授会が行う。

附 則

この規程は、平成18年6月9日から施行し、平成18年度入学生から適用する。ただし、第9条については、平成17年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第7条については、平成31年度入学生から適用し、この規程の施行日以前に

在学する学生は、改正後の定めにかかわらず、なお、従前の例による。

また、第3年次編入学生については、2021年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、2024（令和6）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2026（令和8）年4月1日から施行する。